

# 茨城県 事業継続臨時応援金

コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高(事業収入)が減少し、経営環境が特に悪化している事業者を応援するため、臨時応援金を支給します！

## 支給要件

以下の要件をすべて満たすこと

- 申請時点において茨城県内に本社・本店を有する法人、又は、県内在住の個人事業者であること。
- 令和3年において法人税又は所得税の納税地を茨城県内としていること。
- 令和4年の売上高(事業収入)が令和3年の売上高(事業収入)と比較して20%以上減少していること(①1月～10月、②1月～11月、③1月～12月のいずれかの期間で比較)。
- 令和3年の年間売上高(事業収入)が120万円以上であること。
- 個人事業者で給与や年金等の収入がある場合、売上高(事業収入)が他の収入以上であること。

詳細な要件や申請特例等がありますので、必ず本チラシの裏面や県ホームページで申請要領をご確認ください。ご不明な点は下部記載の相談窓口までお問い合わせください。

【支給額】 一律 **10万円** (1事業者につき1回限り)

## 【申請期間】

令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

書面申請の場合は  
当日消印有効

## 【申請方法】

**電子申請又は書面申請** ※詳細は裏面をご覧ください。

## 【お問い合わせ先】



茨城県事業継続臨時応援金 相談窓口

電話：**029-301-2802**(平日10時～19時)

※12月29日～1月3日は除く

※令和5年2月1日以降は、平日10時～17時